

平成30年度

会派 絆

視察等報告書

# 研修報告書

2018年8月21日

- <研修名> 自治体財政の基礎 in 東京  
<講師> 森 裕之 (立命館大学・政策科学部教授 博士 (政策科学))  
<研修年月日> 2018年7月25日～26日  
<研修場所> TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター  
<報告者> 和田悦子  
<受講者> 渡邊隆(絆)、北谷峯二(絆)、鈴木正義(絆)、和田悦子 (絆)、  
後藤久男(市民ファースト)、

## <報告要旨>

まず、今回のセミナーは大当たりであったことをまず最初に報告しておこう。

自治体財政は非常に難しい。決算カード、財政状況資料集など情報をみても、難解な文字や分析の数字が並んでいて、一体、土岐市はどのような問題があるのか？赤字の状況、将来の土岐市の財政は健全なのか書籍と照らし合わせて読んでも、漠然としていて、つかみどころがない。

私は以前、財政についてのセミナーに一人で参加したことがあった。果たして、土岐市の財政はどのような状況にあるのか？他の自治体との比較などを勉強した。たとえば、赤字の心配はないのか？実質公債費率は15%以内の範囲になるのが望ましいという。財政破綻した北海道Y市の場合をみると、実質公債比率は、H26年度で61.0%である。土岐市の実質公債比率はH28年度で5.1%であるので数字的には問題ない。しかし、地方債現在高は132億もある。今後は新庁舎建設、駅前広場整備、イオン誘致による道路整備、下石・妻木地区の認定子ども園建設など公共事業が重なっているので、増えていくことは間違いないだろう。国庫支出金などを把握して将来的な見通しを注視していかななくてはいけない。

では、財政運営の弾力性はどうかだろうか？これは経常収支比率というもので他の自治体との比較を試してみる。経常収支比率は、一般的に都市では80%前後が望ましいとされる。土岐市はH28年度で87.7%である。これは問題ないとの範疇になるのだろうか。

財政力指数とはいえば、H28年単年度でみると0.660である。「1」に近いほど、財政力が強いと判断される。つまり、財政力指数が「1」以上の団体には地方交付税は交付されない。不交付団体となる。そうすると「1」以下である土岐市は「1」に見合うよう地方交付税が頂けることになる。

これまで、基礎からわかる「自治体の財政分析」出井信夫著などの書籍をよんでみても、漫然としていて、なかなか整理ができないでいた。

ところが、冒頭に述べたように、今回の森先生のセミナーは「どこよりもわかりやすい自治体の基礎」と銘打ってあるように、非常にわかりやすく、期待を裏切られなかった。

自治体財政はそもそも、どのような仕組みで成り立っているのか？基礎の基礎を、家計に例えて具体的に教えていただいた。

#### <財政とは何か>

- ・社会と経済を維持し発展させるために、政府（国と地方）が担わなければならない役割がある。
- ・社会的協働事務を行うための財源は国民から強制的に徴収する租税によって賄わなければならない。
- ・社会的共同事務は変化するが、財政の占める比重は減少していない。

#### <国・地方間の財源配分> H28年度

- ・国民の租税総額 97.5兆円（うち、国税6割 地方税 4割）
- ・国の支出 42.2% 地方の支出 57.8%

#### <一般財源・特定財源について>

まず、一般財源 = 地方税 + 地方交付税 = 基準財政需要額  
つまり、一般財源は基準財政需要額であり、標準的な行政水準に必要な額と言う。

$$\text{特定財源} = \text{国庫支出金} + \text{地方債}$$

一般財源 ⇒ 自治体が自分で用途を決定できる財源。

特定財源 ⇒ 用途が限定されている財源。

\*一般財源がなければ特定財源（国庫支出金、地方債）を受けることができない。ということ。つまり

#### <地方財政計画の役割>

地方財政計画の役割として昭和25年制定の「地方交付税法」において地方団体が標準的な行政水準を確保できるように地方財源を保障するものである。つまり、日本国中どこにいても、国民は同じようなサービスを受けて生活

ができるということ。これは日本だけの政策であるという。

#### <臨時財政対策債について>

臨時財政対策債とは、家計で例えたら、

標準的支出額の足りない額を補てんするのが臨時財政対策債であり、将来返済すべきものである。

補てんは地方交付税というものがあるが、これは返済の義務はない。

#### <臨時財政対策債の問題点>

##### ★国は臨時財政対策債を（地方交付税として）返してくれるのか？

臨時財政対策債は発行如何に関わらず、発行したものとして後年度交付税措置される。

<国に対しての反論>が6団体から寄せられている。

\*「臨時財政対策債」の残高増加が見込まれる自治体が多いことから、本来の地方交付税の姿に立ち返り、地方交付税の法定率の引き上げや臨時財政対策債の廃止など特例措置に依存しない持続可能な制度の確立をめざすこと。

\*各地方自治体は、地域の実情を踏まえて、それぞれの責任と判断で財政運営を行っており、地方基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕あるかのような議論は容認できない。

##### ★ 一般財源による先進的取り組み 明石市

明石市のワイズ・スペンディング（子育て支援）

人口増により税収がH24年からH28年には15億円の増。

\*少ない歳出施策であっても、それを創造的な都市政策につなげることで「都市格」を高めている。財源をねん出するために、絶えず「歳出見直し」「積立金見直しと歳入見直し」をチェックしている。

##### ★国庫支出金（補助金）の仕組み

- ・国庫支出金は、一定の条件のもとに地方団体における特定の支出に充てるために国庫から地方自治体に対して支出される補助金。
- ・国庫支出金＝事業費×補助率（2分の1が基準）
- ・電源立地地域対策交付金も含まれる。
- ・生活保護費負担金、普通建設事業費支出金、社会資本整備総合交付金（建物、インフラ）などが大きな割合を占めている。

#### <地方債の仕組み>

- ・長期債務（10～15年程度の間に償還されることが多い）
- ・公共施設、高揚施設の建設事業費
- ・臨時財政対策債が顕著。

#### <歳出と実態>

- ・需要と財政支出のバランスが大切。
- ・ワイズ・スペンディング（賢い支出）の時代へ。

#### <財政力指数>・・・（土岐市 0.660）（H28年度）

- ・基準財政収入÷基準財政需要額
- ・財政力指数は税収力の大きさを表す。
- ・単年度の財政力指数が1.0以上の自治体は普通交付税が交付されない。

#### <経常収支比率> 財政構造の弾力性を表す指標。

\*町村は70%、都市は80%前後が望ましい。（土岐市 87.7%）

\*比率が高いほど財政が硬直化しているが、低い方がいいとは言えない。

#### <議員が押さえておく勘所>

- ・予算編成について。 エビデンス重視の財政運営。

自治体財政政策の効果予測・検証がなされているか？

「根拠があるか？ どうなったのか？」これを勉強するのが議員の役目である。

地方自治体財政は、地方交付税が大きな役割をしていること。

これによって、自治体の格差をなくしていること。H29年度は、土岐市は40億が交付されている。

この大事な市民、国民の税金が無駄なく、効果のでる政策につながっていくように、我々はもっと勉強していかななくてはいけないことを痛感した次第である。

氏名

鈴木正義

視察日：平成30年7月25日、26日

視察先：東京都

自治体財政の基礎 (森裕之)

○財政とは何か

社会と経済を維持し発展させるために、国と地方が担わなければならない役割がある。社会的共同事務政府が社会的共同事務を行うための財源は、国民から強制的に徴収する租税によって賄われなければならない。社会的共同事務の内容は国や時代によって変化するが、財政の占める比重は減少していかない。

○一般財源と特定財源

一般財源とは自治体が自分で用途を決定できる財源(地方税、地方交付税等)

財政当局の最大の関心

特定財源とは用途が限定されている財源(国庫支出金、地方債等)

○なぜ一般財源が重要か。

自治体が自分たちの望む施策を実行するためのお金として活用できる。

自治体にとっては自分たちの財布のお金である。

財政部局はほとんど一般財源だけを見ている。

一般財源がなければ、特定財源(国庫支出金、地方債等)を受けることができない。

○地方税とは何か。

自治体が住民に課する税金

制度の大枠(税目、標準税率等)は地方税法に

規定されているが、毎年度自治体が予算議会を通じて決定していることになっている。

税率の引き上げ(超過課税)や新しい税の創設(法定外税)も可能(ただし、新税創設については国との合意が必要)。

○地方交付税、臨時財政対策債の仕組み

国が地方の代わりに国税の一部(所得税、法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額)として徴収し、一定の基準に基づいて再配分する間接課徴形態の地方税(地方の固有財源)地方の一般財源(用途は自治体の自主的な判断に委ねられている)。

●普通交付税と特別交付税

- ・普通交付税(交付税総額の94%)
- ・特別交付税(交付税総額の6%)

○臨時財政対策債

平成13年度以降、地方財不足を国と地方が折半し、国負担分については一般会計からの繰り入れ加算、地方負担分については、臨時財政対策債(赤字地方債)による財源調達を実施。

臨時財政対策債の元利償還金は全額後年度に基準財政需要額へ算入。

○各自治体の普通交付税の決定方法

$$\text{普通交付税額} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額} \quad (\text{財源不足額})$$

基準財政収入額 → 地方団体の標準的な税込の75% + 地方譲与税額

基準財政需要額 → 各自治体が標準的な行政を行うために必要な経費のうち一般財源で賄うべき額



基準財政需要額 = 測定単位 × 単位費用 × 補正係数

(例: ごみ処理費用2億円 = 人口10万人 × 一人当たり2万円 × 1.05)

測定単位: 行政項目ごとに人口、面積などを設定

単位費用: 測定単位ごとの単価(標準団体を設定して算出)

補正係数: 自然的、社会的条件の違いによる行政経費の差を反映させるための割増し、あるいは割落し(段階補正、密度補正、態容補正、合併補正など)

### ○ 地方債の仕組み

地方債とは、地方自治体が借り入れる借金のうち、返済が2年度以上にわたる長期債務。建設された施設の耐用年数を超えない期間に償還することが原則であり、10~15年程度の間償還されることが多い。

地方債の対象経費(適債事業、地方財政法第5条)

公営企業に要する経費、出資金及び貸付金、地方債の借換えに要する経費、災害応急事業費、災害復旧事業費、災害救助事業費(公共施設・公用施設の建設事業費)

地方債の特例(地方財政法附則第33条以降)

過疎対策事業債、退職手当債、減税補填債、臨時財政対策債など

### ○ 財政力指数

財政力指数 = 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額

基準財政需要額は自治体の規模等によって決まるため、財政力指数は税収力の大きさをあらわす。

単年度の財政力指数が1.0以上の自治体は普通交付税が交付されない「不交付団体」になる。

### ○ 経常収支比率

義務的性格の強い、経常的経費に地方税、地方交付税等の経常一般財源収入がどの程度使われているかをみる指標。



( 経常経費 ÷ 一般財源 ÷ 経常一般財源等 × 100 )

- ・ 経常収支比率が高いほど財政が硬直化している。
- ・ 経常収支比率を問題にして人件費を引き下げ、浮いた一般財源を投資的経費に使うという傾向がみられる → 成長期に適した財政指標

骨太の元針 2018 6月

- ・ 人口減少の中、広域的な経済圏を念頭に置きながら、地域の連携を深め、広域レベルで政策を推進する必要がある。
- ・ 第4次産業革命の技術革新により、これまでの地方の地理的制約等を解消するとともに、地域が持つ魅力を最大限引き出し、自助の精神を持って取り組む地方を強かに支援する。
- ・ 「成長戦略」と「重点化」

## 東海自治研究セミナー受講報告書

北谷峰二

### ○ 転換期の国保・医療と介護

講師：西村秀一（愛知社保協副議長）

講師：村瀬 博（三重短期大学）

### ○ 平成30年11月9日（金）

### ○ 受講の目的

超高齢化社会を迎えようとする中、今後国民健康保険が今の制度では、維持が困難になるのではとすることを勉強するため。

### 1、 国民健康保険

国保は国民皆保険の最後の砦としての役割を果たしてきたが、急速な高齢化が進んでいたり、低所得者の増加また、他の保険制度と比べると被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い。

所得に占める保険料負担が重いなど、構造的な問題を抱えており、国保財政が危ぶまれているとのこと。

土岐市に於いても、高齢化が益々進んでいるようである。そのことが如実にわかるのは、選挙人名簿で見れば一目瞭然である。

それは、土岐市の人口約58500人で内役48000人が有権者である。いかに低年齢層が少ないかがわかる。

その様な中で、この国保が土岐市は維持できるのだろうか。このセミナーを受けて強く考えさせられた。

このセミナーで主張されているように「医療保険制度の一本化を早急に実現すべきです」と言われている様に国の制度そのものを変える様地方から訴える行動が必要と感じた。

### 2、 介護

この講義で、先ず最初に痛感したことは、「在宅医療や介護」と言った自分の家で、医療を受けたり介護を受けたりすることを国が積極的に進めようとしている。

これは、いい言い方をすれば「自宅で看取れる」と言っているが、本心は、違うところにあるように感じた。

それは、国の医療費及び介護費用の抑制が真の目的ではないかと思う。

そうすると、家族にも負担増となるだろうし、最悪一人住まいの方は、いわゆる孤独死となり、今後この孤独死が多くなるのではと予測できる。

「自助」とは、聞こえが良いが、ここに問題点があるのではとないかと、このセミナーの受講で更に思うようになった。

「土岐市の福祉」の将来はどうなるのか。財源確保が出来るのか。考えなければならない。

## セミナー報告書

### 転換期の国保・医療と介護

2018年11月9日 10:00~16:30

講師 愛知社保協 西村秀一

報告者 和田悦子

#### 1. <国民健康保険の安定を求めて>

平成30年度から新たに都道府県が市町村とともに保険者となるなどの大改革が行われる。今後も急速な高齢化などによる医療費のさらなる増加は必至であり、国保の運営は困難な状況が続くと見込まれる。制度運営について国保制度を持続可能なものにしていくことが必要である。

すべての国民にとって給付の平等・負担の公平の実現が不可欠であり、医療保険制度の一本化を早急に実現すべきである。

ポイント

##### ① 社会保障改革の3つの段階

- ・2012年民主・自民・公明3党合意による「社会保障・税一体改革」
- ・「経済・財政一体改革」にもとづく44項目の「改革工程表」
- ・2017年「地域共生社会」の実現。

##### ② 新たなスタートライン 2018年度

・第7次地域保健医療計画 ・第7期介護保険事業計画 ・国保の都道府県単位化

#### 2. <国保制度の現況>

国保制度は農林水産業者及び自営業者を中心とする制度として創設された。高齢者の割合が増えるとともに、無職や非正規雇用者の割合が増加している。

我が国の25%が国保に加入。近年、後期高齢者医療制度の施行などにより、被保険者は減少傾向に。

#### 3. <地域保健医療構想の現状と問題点>

2025年に向け、全都道府県の病床が約15万床減少する見通しとなった。

地域医療構想にそって病床削減を進めた場合、25年に向けて介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等で新たに30万人程度の対応が必要と見込まれている。一般病床からの対応が約10万人、療養病床からの対応が約20万人と想定される。

#### 4. <在宅医療対策>

- ・プライマリケアの推進(長期的な健康状態をサポート)
- ・在宅医療の提供体制の整備

在宅医療支援や訪問看護ステーションなどのサービス提供基盤の充実や退院時から看取りまで切れ目のない在宅医療提供体制の確保を目指すとともに、関係多職種がチームとなって患者・家族をサポートする体制の構築に取り組む市町村を応援。

- ・在宅療養支援病院
- ・機能強化した在宅療養支援病院
- ・24時間連絡体制
- ・24時間対応体制

#### 5. <医療・介護などの社会保障の大改革>

##### ○18年度から実施されるもの。

- 医療 ・国保の運営を都道府県単位に。18年4月から  
・介護療養病床を介護医療院に。順次転換。
- 介護 ・利用料の2割負担を3割に(年金収入340万円以上)2018年4月から。  
年金収入280万円以上2割負担。  
280万円未満1割負担。
- 年金 ・年金引き下げを物価や賃金の上昇時にまとめて削減(キャリアオーバー)

##### ○これから検討・実施されようとしている改革(2018年骨太方針)

[2018年骨太方針]は「適正化・効率化」と「給付・負担の適正化」を掲げ2019年消費税10%実施。社会保障費の削減を2019年から21年までに検討するとしている。

- 医療 ・急性期病床の大幅な削減。  
・75才以上の窓口負担1割から2割負担に。そのほか。
- 介護 ・要介護1、2の保険外し、自治体の総合事業に。  
・介護保険の利用料1割から2割負担へ。  
・福祉用具貸与の介護保険外しへ。  
・訪問介護の生活援助の介護度別回数制限。  
・ケアプランの有料化・
- 年金 ・年金支給開始年齢の先延ばし(68才に)

＝これからの介護を考える＝

～2018年度介護保険制度改定を中心に～

2018年11月9日 10:00～16:30

講師 三重短期大学 村瀬 博

報告者 和田悦子

## 1. <介護保険制度の目的・理念>

要介護になっても

- ・尊厳が保持される。
- ・自立した日常生活に必要な保健医療、福祉サービスを給付
- ・介護の社会化

<介護保険の現状>

- ・重い家族の介護負担（介護心中、介護殺人、介護離職）
- ・介護費用の経済的負担（介護貧乏、介護破産）
- ・特養ホーム待機者52万人。介護難民36万人。
- ・人材不足、確保困難 介護崩壊

\*今求められているのはこれらを解決すること。

<社会保障を「家族」などの「助け合い」に置き換える>

国民の自立を支える「家族相互」「国民相互の助け合いの仕組み」

↓

憲法25条（国の責任で社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上及び増進をはかるとしている）に反する。 ⇒ もう一つの解釈改憲ではないか？

<自立支援型介護へ転換>

これからは、高齢者が自分でできるようになることを助ける「自立支援」に軸足を置く。（2016.11.10. 未来投資会議）

- ・保険者は、住民が要介護にならないための取り組みを行ってほしい。
- ・保険者は、要介護度の軽減や本人の自立を支援してほしい。  
地域ケア会議を丁寧に行う。
- ・保険者は自らの取り組みに対する評価も行わなければならない。

○先進的な取り組み（和光市、大分県）

- ・認定率の低下
- ・保険料の上昇抑制

### ○桑名市の場合

「地域生活応援会議」（地域ケア会議）を設置

すべての利用者に介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」することを目標として、介護予防に資するケアマネジメントを多職種共同で提案。

\* 「地域生活応援会議」の評価指数は「卒業件数」

## 2. <なぜ、国は在宅医療を進めるのか？>

どこで最期を迎えたいか？内閣府の「高齢者の健康に関する意識調査」（2012年）によると、「住み慣れた自宅で」と答えた人が4割と最も多い。また最期を迎えるまでの期間に自宅での療養を望む人は6割を超えているとの調査結果もある。

一方で実際に亡くなる場所は、病院が8割。自宅で亡くなる人は1割程度にとどまっています。現代の日本において、「死に場所」を選ぶことができるのは、限られた人だけである。国は平成25年度から五ヶ年の医療計画において「在宅医療」の推進を打ち出し、具体的な数値目標を挙げて取り組んでいる。

## 3. <そもそも「在宅医療」とは？>

「在宅介護」という言葉はもう一般的なものと言える。しかし、「在宅医療」という言葉はまだなじみがないのではないかな？

「在宅介護」が「施設ではなく自宅で介護すること」であるのと同じで、「在宅医療」は「入院せずに自宅で治療を受ける」ということ。治療は医師にのみ許される医療行為なので、在宅医療とは、「かかりつけ医師の往診を受けながら自宅で生活すること」を意味する。

## 4. <待ったなしの社会保障費>

現在の日本は高齢化とそれに伴う社会保障費の伸びが深刻です。最近ニュースになることが多い、「認知症」高齢者の増大も歯止めがかからない。

現代社会は核家族が一般的であり、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が多くある。認知症や重度の介護状態になった時、介護の担い手を家族に求めることは難しくなっている。

介護する人がいない高齢者が行き場もないまま重症化してしまい、病院に入院しなければならぬという悪循環が生じている。

この状況が今後も続くと、さらに後期高齢者人口が増えて社会保障費は青天井になってしまふ。それを防いでいきたいというのも、在宅医療推進の理由の一つである。



## 5. <ニーズに応える地域包括ケアシステム>

自宅での療養や看取りを推進する背景には、本人のニーズがあることも忘れてはならない。確かに、なにかと不自由な入院生活がずっと続いた後に死が待っているだけというのは、人生の締めくくりにはふさわしくない。

この自宅で、住み慣れた地域で暮らしていきたいというニーズも、在宅医療を推進する理由の一つである。

### まとめ

在宅医療の推進の背景には、財政面の必要性と国民のニーズという二つの側面がある。

「地域包括ケアシステム」は住み慣れた地域で、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が一体的に提供されるシステムの構築を目指しているが、医療と介護の連携の問題や、医師・看護師の不足の問題など、整備の進まない要因となっていて課題は山積している。市町村単位での取り組みも求められている。

土岐市においては、訪問看護ステーションが設置される条例が決まった。

24時間の対応が可能になれば、市民は安心して在宅医療を受けることができる。ただ、自宅で最期を過ごしたいと願う一方でまだ家族への気兼ねがあり、その数は約5割となっている。地域包括ケアシステムの充実が求められる。家族に一切気兼ねしなくてよいようなものになればと期待したい。

村舎之料徴(生命館) 世計一、考比向修書中

1. 期日 7-25日~26日 三河川沿道 等々

- 1. 保身費(健康)の基礎に 財源確保(生命館) (世計の整理)
  - ・ 世計の整理(世計) ... 通則 市等決算書(世計) 12
  - 2. 世計の整理(世計)の原則と世計の整理(世計)の原則

世計の整理(世計)の原則と世計の整理(世計)の原則

・ 市等決算(世計)の原則と世計の整理(世計)の原則

・ 世計の整理(世計)の原則と世計の整理(世計)の原則

・ 世計の整理(世計)の原則と世計の整理(世計)の原則

世計の整理(世計)の原則と世計の整理(世計)の原則

・ 世計の整理(世計)の原則と世計の整理(世計)の原則

・ 世計の整理(世計)の原則と世計の整理(世計)の原則

・ 世計の整理(世計)の原則と世計の整理(世計)の原則

・ 世計の整理(世計)の原則と世計の整理(世計)の原則

世計の整理(世計)の原則と世計の整理(世計)の原則

・ 世計の整理(世計)の原則と世計の整理(世計)の原則

・ 世計の整理(世計)の原則と世計の整理(世計)の原則

世計の整理(世計)の原則と世計の整理(世計)の原則

④ 世計の整理(世計)の原則と世計の整理(世計)の原則

世計の整理(世計)の原則と世計の整理(世計)の原則

① 世計の整理(世計)の原則と世計の整理(世計)の原則

② 世計の整理(世計)の原則と世計の整理(世計)の原則

③ 養入 養出 の 平衡 点 ( 決算上 ) 様式 の 文書 に 付 故 意 の 不 正 行 動 等 の 有 無

二 の 種 別 の 債 権 債 権 之 類 故 意 の 不 正 行 動 等 の 有 無 の 有 無  
 債 権 債 権 之 類 債 権 債 権 之 類 債 権 債 権 之 類  
 債 権 債 権 之 類 債 権 債 権 之 類 債 権 債 権 之 類  
 債 権 債 権 之 類 債 権 債 権 之 類 債 権 債 権 之 類

④ 貸 付 金 等 ( 貸 付 金 等 ) 貸 付 金 等 ( 貸 付 金 等 ) 貸 付 金 等 ( 貸 付 金 等 )

1) 貸 付 金 等

・ 債 権 債 権 之 類 債 権 債 権 之 類 ( 債 権 債 権 ) 債 権 債 権  
 ・ 債 権 債 権 之 類 ( 債 権 債 権 )

2) 貸 付 金 等 ( 貸 付 金 等 ) 貸 付 金 等 ( 貸 付 金 等 ) 貸 付 金 等 ( 貸 付 金 等 )  
 ・ 債 権 債 権 之 類 ( 債 権 債 権 )

3) 債 権 債 権 之 類 ( 債 権 債 権 ) 債 権 債 権 之 類 ( 債 権 債 権 )  
 ・ 債 権 債 権 之 類 ( 債 権 債 権 )

⑤ 他 の 債 権 債 権 之 類 ( 債 権 債 権 )

① 国 債 債 権 之 類 ( 国 債 債 権 )

② 国 債 債 権 之 類 ( 国 債 債 権 )

③ 国 債 債 権 之 類 ( 国 債 債 権 )

・ 債 権 債 権 之 類 ( 債 権 債 権 )

④ 国 債 債 権 之 類 ( 国 債 債 権 )

⑤ 国 債 債 権 之 類 ( 国 債 債 権 )

・ 債 権 債 権 之 類 ( 債 権 債 権 )

・ 債 権 債 権 之 類 ( 債 権 債 権 )

⑥ 国 債 債 権 之 類 ( 国 債 債 権 )

・ 債 権 債 権 之 類 ( 債 権 債 権 )

・ 債 権 債 権 之 類 ( 債 権 債 権 )

⑦ 国 債 債 権 之 類 ( 国 債 債 権 )

・ 債 権 債 権 之 類 ( 債 権 債 権 )

・ 債 権 債 権 之 類 ( 債 権 債 権 )



自給自足の医療体制の構築... 国庫の負担軽減、国民の負担軽減  
各府県に委ねる

### 1. 国庫負担の軽減

国庫の負担軽減: 国庫負担の軽減  
交付金: 国庫負担、その他の負担  
の軽減

### 2. 国庫負担の軽減... 国庫負担の軽減と交付金の削減

#### ① 国庫負担の軽減

#### 1) 医療保険制度の公平性の確保

国庫の負担

- 増大した医療費の削減 (毎年一兆円の増加)
- 高齢化の進展による医療費の負担増
- 国庫の負担の軽減 (高齢者、障害者、貧困者等)

以下は医療保険の公平性を確保するための施策

- 医療保険制度の公平化
- 世代間世代内の負担の公平化
- 医療費の適正化、病床機能の適正化、地域包括ケアの推進
- 予防医療の推進 (CT、MRI)
- 後援医療の活用促進

持続可能な医療保険制度の構築のために (医療保険法等の一部改正) 施行、概算 (H27. 5. 27 成立)

#### ② 医療費の適正化

#### 1) 医療費適正化の推進

市町村の国庫補助金交付金の削減  
国庫負担の軽減  
医療費適正化の推進

と国庫補助金の削減の推進

#### 2) 国庫負担の軽減 (国庫負担の軽減と交付金の削減)

医療費適正化の推進のために、医療費の削減、地域医療の充実、国庫負担の軽減、国庫負担の軽減、国庫負担の軽減

3) 以研究員の報告 (報告の制作の歴史)

○ (1930年代) 報告資料の制作過程の進行の分析: 近代=近代の  
史料の整理と制作の歴史. 史料の制作の歴史. 史料の制作の歴史.

1) 報告資料の制作の歴史 (史料の制作の歴史)

2) 史料の制作の歴史の分析: 史料の制作の歴史. 史料の制作の歴史.

3) 史料の制作の歴史の分析: 史料の制作の歴史. 史料の制作の歴史.

○ 史料の制作の歴史の分析: 史料の制作の歴史. 史料の制作の歴史.

史料の制作の歴史の分析: 史料の制作の歴史. 史料の制作の歴史.

史料の制作の歴史の分析: 史料の制作の歴史. 史料の制作の歴史.

史料の制作の歴史の分析: 史料の制作の歴史. 史料の制作の歴史.

史料の制作の歴史の分析: 史料の制作の歴史. 史料の制作の歴史.

史料の制作の歴史の分析: 史料の制作の歴史. 史料の制作の歴史.

史料の制作の歴史の分析: 史料の制作の歴史. 史料の制作の歴史.

史料の制作の歴史の分析: 史料の制作の歴史. 史料の制作の歴史.

史料の制作の歴史の分析: 史料の制作の歴史. 史料の制作の歴史.

史料の制作の歴史の分析: 史料の制作の歴史. 史料の制作の歴史.

史料の制作の歴史の分析: 史料の制作の歴史. 史料の制作の歴史.

史料の制作の歴史の分析: 史料の制作の歴史. 史料の制作の歴史.

史料の制作の歴史の分析: 史料の制作の歴史. 史料の制作の歴史.



有護作除別度 係解別度改稱之(伴律).

4-1 地域包括(伴律)の進化を考察す.

平成30年度の「等七期有護作除別度の進捗状況」

有護作除別法改正案(2017年5月26日)が議決(可決)し、  
 即時施行(付) 外(伴律)改正案(議決)が施行.

今回の改正案の趣旨は、官公庁と民間との協働による  
 有護作除別等の生活支援等の推進を図ることにある。

特徴: 1. 国・自治体・民間の協働による。2. 国・自治体・民間の協働による。3. 国・自治体・民間の協働による。

4-2 有護作除別の生活支援(伴律) 有護作除別の生活支援(伴律)

1. 国・自治体・民間の協働による。2. 国・自治体・民間の協働による。3. 国・自治体・民間の協働による。

2017年有護作除別改正(伴律) 即時施行(付) 外(伴律)改正案(議決)が施行.

改正案の趣旨は、官公庁と民間との協働による生活支援等の推進を図ることにある。

特徴: 1. 国・自治体・民間の協働による。2. 国・自治体・民間の協働による。3. 国・自治体・民間の協働による。

2017年有護作除別改正(伴律) 即時施行(付) 外(伴律)改正案(議決)が施行.

改正案の趣旨は、官公庁と民間との協働による生活支援等の推進を図ることにある。

特徴: 1. 国・自治体・民間の協働による。2. 国・自治体・民間の協働による。3. 国・自治体・民間の協働による。

1. 有護作除別法改正(伴律) 即時施行(付) 外(伴律)改正案(議決)が施行.

2017年6月1-8日(国議決) 2017年 有護作除別の進捗状況(伴律)

目的: 1. 地域包括(伴律) 有護作除別の進捗状況(伴律) 有護作除別の進捗状況(伴律)

2. 国・自治体・民間の協働による生活支援等の推進を図ることにある。

3. 国・自治体・民間の協働による生活支援等の推進を図ることにある。

4. 国・自治体・民間の協働による生活支援等の推進を図ることにある。

5. 国・自治体・民間の協働による生活支援等の推進を図ることにある。

6. 国・自治体・民間の協働による生活支援等の推進を図ることにある。

7. 国・自治体・民間の協働による生活支援等の推進を図ることにある。

8. 国・自治体・民間の協働による生活支援等の推進を図ることにある。

9. 国・自治体・民間の協働による生活支援等の推進を図ることにある。

10. 国・自治体・民間の協働による生活支援等の推進を図ることにある。



○ 2009年の報告書作成の準備として、先般に財政支出の削減率の検討  
 報告書の作成に先立ち、この段階では、  
 報告書に地域別削減率の提示と、原則として削減率の5%を  
 制材し、5%削減の前提として3%削減の上限を設けることとし、  
 10%削減の目標の押入れ等の削減については、削減率の5%を  
 地域別削減の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を  
 「削減率の目安」としておおよそ削減率の5%以内の削減率を  
 削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を

1. 削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を  
 削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を  
 の削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を  
 削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を

○ 1. 削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を  
 削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を  
 の削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を  
 削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を

○ 削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を  
 削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を  
 の削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を  
 削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を

○ 削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を  
 削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を  
 の削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を  
 削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を

○ 削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を  
 削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を  
 の削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を  
 削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を

○ 削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を  
 削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を  
 の削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を  
 削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を

○ 削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を  
 削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を  
 の削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を  
 削減率の目安としておおよそ削減率の5%以内の削減率を

